

社会教育団体登録の手引き



社会教育とは・・・

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）のこと。

- ・・・音楽、芸術やスポーツなどを自ら学び、仲間と高め合う活動
- ・・・学校以外の場所で、自分自身を教育する活動

○社会教育団体登録するとどうなる？

社会教育に関する事業を実施することを主たる目的とし、継続的かつ計画的に活動している団体を、焼津市教育委員会が認定することで、市内公民館を認定された目的で使用するとき、使用料の半分を減額できる。

・・・社会教育活動の場所として公民館を提供！

○認定を受けるためには以下を満たす必要があります

(1) 公の支配に属しない団体であること

(※団体に国または公共団体による規制、監督がないこと)

(2) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、継続的かつ計画的に活動している団体であること

(3) 次の事業又は行為を行わない団体であること

- ・ 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
- ・ 特定の政党の利害に関する事業又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為
- ・ 特定の宗派を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為

(4) 組織及び運営に関し、次の要件を備えている団体であること

- ・ 団体としての規約を有し、構成員の資格要件及び加入方法、団体の運営方法、役員を選出方法やその役割等が明確であること
- ・ 団体の構成員が5人以上で、その過半数が市内に在住、在勤又は在学していること
- ・ 団体の活動拠点又は主たる事務所が市内にあること
- ・ 未成年者のみによって構成されている団体については、成人の指導者等がいること

○認定までの手順

①「焼津市社会教育団体認定申請書」を準備

焼津市生きがい・交流部スマイルライフ推進課窓口、焼津市内公民館窓口、焼津市ホームページからのダウンロードで入手できます。

②提出書類を作成し、郵送または窓口持参にて提出（その他の提出方法については、お問合せください）

提出が必要な書類は以下の通りです。

- 焼津市社会教育団体認定申請書

※以下、様式は自由

- 団体規約（会則）

- 役員名簿

- 会員名簿（口構成員が5名以上で、過半数が焼津市在住、在勤または在学とわかるもの）

- 事業計画書及び事業報告書（団体のもつ最新の資料で可）

- 収支予算書及び収支決算書（ // ）

- 総会資料等、団体の組織や活動内容がわかる資料があれば添付



✓をつけながら
確認しよう！

③審査

教育委員会内で内容を審査します。認定まで通常2週間程度かかりますので、早めの提出をお願いします。また、提出して頂いた内容について、団体の事務局または代表者の方へ問い合わせをさせていただく場合もございますのでご了承ください。

④社会教育団体認定証の送付

申請書に記載して頂いた団体事務局宛てに、社会教育団体認定証（カード型）を送付します。紛失することがないように、保管は責任をもってお願いします。

認定を受けた団体として公民館を予約・使用する際は必ず窓口へ提示してください。認定証には期限が設けてあり、3年ごとに更新が必要です。

○申請した内容に変更があったら・・・

規約や事業計画の大幅な変更、代表者・事務局の変更があった場合は「焼津市社会教育団体認定事項変更届出書」の提出により届け出てください。

届け出の用紙は、生きがい・交流部スマイルライフ推進課窓口、焼津市内公民館窓口、焼津市ホームページからのダウンロードで入手できます。

書類は、郵送または窓口にて受付をします。

○こんなときはすぐに申し出てください

- ・焼津市社会教育団体認定証（カード）を紛失したとき

※再発行手続きの前によく探してください！

- ・団体が解散または活動しなくなったとき

